

○袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例

昭和54年3月14日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、精神又は身体に障害を有する児童の保護者に対し、心身障害児福祉手当（以下「手当」という。）を支給することによって、その家庭の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害児」とは、20歳未満の在宅者で、次の各号に掲げるものをいう。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している者は除く。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所が判定した知能指数50以下の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する3級以上に該当する障害を有する者

2 この条例において「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する者をいう。

(平11条例15・平25条例20・平25条例40・一部改正)

(受給権者)

第3条 本市の住民基本台帳に記録されている障害児の保護者は、この条例の定めるところにより手当を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、障害児が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める障害児福祉手当を受けられるときは、手当を支給しない。

(昭62条例5・平25条例40・一部改正)

(申請及び決定等)

第4条 手当の支給を受けようとする保護者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査しこれを決定する。

(受給権の消滅)

第5条 手当の支給決定を受けた保護者（以下「受給者」という。）が、第3条に規定する受給権者でなくなったとき又は障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給権は消滅する。

- (1) 障害児が死亡したとき。
- (2) 障害児が第2条第1項に規定する障害に該当しなくなったとき。
- (3) 障害児が満20歳に達したとき。

(手当の額及び支給等)

第6条 手当の支給額は、障害児1人につき月額8,650円とし、次の表に掲げる区分によって支給する。

期別	期間	支給月
第1期	4月から7月まで	8月
第2期	8月から11月まで	12月
第3期	12月から3月まで	4月

2 手当の支給は、第4条第1項の規定による申請を受けた日の属する月の翌月から受給権の消滅した日の属する月までとする。

(昭60条例22・昭62条例17・昭63条例12・平元条例22・平2条例11・平3条例24・平3条例38・平4条例13・平5条例17・平6条例20・平25条例40・一部改正)

(未支払の手当)

第7条 受給者が死亡し、又は所在不明のため手当を支給することができないときは障害児を現に監護している者に対して支給することができる。

(支給の停止又は制限)

第8条 手当は、障害児及び受給者若しくはそれらの配偶者又はそれらの者の生計を維持する扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者をいう。）の前年（1月から6月までの間に第4条の規定により申請する場合は、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）に基づく障害児福祉手当の所得制限限度額を超える場合、その年の8月から翌年の7月までは支給しない。

(平25条例40・追加)

第9条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 受給者が正当な理由がなく第13条の規定による命令に従わず、診断を拒んだとき。
- (2) 受給者が障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(平25条例40・旧第8条繰下・一部改正)

(手当の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された手当の全部又は一部を返還させることができる。

(平25条例40・旧第9条繰下)

(手当を支給しない場合等の理由の提示)

第11条 市長は、第9条の規定による手当を支給しない場合又は前条の規定による手当を返還させる場合は、当該支給をしない者又は返還をさせる者に対し、その理由を示さなければならない。

(平8条例20・追加、平25条例40・旧第10条繰下・一部改正)

(譲渡等の禁止)

第12条 手当の支給を受ける権利は譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平8条例20・旧第10条線下、平25条例40・旧第11条線下)

(受診命令)

第13条 市長は必要があると認めるときは、受給者に対し、障害児の障害程度の判定を受けるよう指示することができる。

(平8条例20・旧第11条線下、平25条例40・旧第12条線下)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平8条例20・旧第12条線下、平25条例40・旧第13条線下)

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年条例第19号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

(手当の内払)

2 改正前の条例の規定により、昭和55年4月1日から施行日の前日までに支払われた手当は、改正後の条例の規定による手当の内払いとみなす。

附 則 (昭和56年条例第19号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正前の条例の規定により、昭和56年4月1日から施行日の前日までに支払われた手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則 (昭和57年条例第19号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正前の条例の規定により、昭和57年4月1日から施行日の前日までに支払われた手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則 (昭和58年条例第24号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正前の条例の規定により、昭和58年4月1日から施行日の前日までに支払われた手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則 (昭和59年条例第38号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正前の条例の規定により、昭和59年4月1日から施行日の前日までに支払われた手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則 (昭和60年条例第22号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和60年4月1

日から適用する。

(手当の内払)

2 改正前の条例の規定により、昭和60年4月1日から施行日の前日までに支払われた手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

附 則 (昭和62年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例及び袖ヶ浦町重度心身障害者福祉手当支給条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例及び袖ヶ浦町重度心身障害者福祉手当支給条例の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例及び袖ヶ浦町重度心身障害者福祉手当支給条例の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦町ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦町重度心身障害者福祉手当支給条例及び袖ヶ浦町心身障害児福祉手当支給条例の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年条例第24号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例及び袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例及び袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例及び袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市ねたきり老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度痴呆性老人福祉手当支給条例、袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例及び袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成8年条例第20号）

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第40号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月分の手当から適用する。ただし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする改正規定、第10条の改正規定、同条を第11条とし、第9条を第10条とする改正規定、第8条の改正規定、同条を第9条とする改正規定及び第7条の次に1条を加える改正規定は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月中になされた申請において、この条例の施行の日において決定されていないものについての支給開始月及び平成26年3月分の手当の額は、なお従前の例による。

○袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例施行規則

昭和54年4月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例（昭和54年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による申請は、袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、障害児及びその属する世帯の世帯員の同意を得て、市が保管する公簿等によって確認することができるものについては、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 身体障害者手帳又は療育手帳若しくは知的障害者更生相談所の判定書
- (3) 袖ヶ浦市心身障害児福祉手当所得状況届・現況届（兼同意書）（様式第2号）
- (4) 障害児若しくはその保護者又はそれらの者の配偶者若しくはそれらの者の生計を維持する民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の所得税課税所得金額を証する書類

(平26規則12・全改)

(決定)

第3条 市長は、前条に規定する申請書により申請を承認したときは、袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給決定（変更）通知書（様式第3号）により、却下したときは袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(平26規則12・一部改正)

(所得状況の届出)

第4条 受給者は、毎年、袖ヶ浦市心身障害児福祉手当所得状況届・現況届(兼同意書)に第2条第1項第1号及び第4号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給申請書に添えて提出されている場合は、この限りでない。

2 前項の添付書類は、受給者及びその属する世帯の世帯員の同意を得て、市が保管する公簿等により確認することができるものについては省略することができる。

(平26規則12・追加)

(支給停止の通知)

第5条 市長は、条例第8条の規定により袖ヶ浦市心身障害児福祉手当を支給しないときは、袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給停止通知書(様式第5号)により当該受給者に通知するものとする。

(平26規則12・追加)

(住所、氏名又は振込口座変更届)

第6条 受給者のうち本人及び障害児が住所、氏名又は振込口座を変更したときは、袖ヶ浦市心身障害児福祉手当受給者住所・氏名・口座変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(平26規則12・旧第4条繰下・一部改正)

(消滅の届出)

第7条 受給者は条例第5条の規定に該当するに至ったときは、袖ヶ浦市心身障害児福祉手当消滅届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(平26規則12・旧第5条繰下・一部改正)

(受給者の変更)

第8条 受給者が死亡又は所在不明になったときは、受給者に代わって障害児を監護する者が変更申請をすることができる。

2 前項の申請は、袖ヶ浦市心身障害児福祉手当受給者変更申請書(様式

第 8 号) を市長に提出しなければならない。

(平 2 6 規則 1 2 ・旧第 6 条繰下 ・一部改正)

(変更認定)

第 9 条 前条の申請書の提出があった場合は、第 3 条の規定を準用する。

(平 2 6 規則 1 2 ・追加 ・旧第 7 条繰下)

(手当の支給)

第 1 0 条 条例第 6 条に規定する手当の支給は、その都度支給期日を受給者に通知し、口座振替等の方法により行うものとする。

(平 2 6 規則 1 2 ・旧第 7 条繰下 ・旧第 8 条繰下)

(台帳)

第 1 1 条 市長は、手当の支給に関し次に定める事項を記載し整理するため、台帳を作成するものとする。

- (1) 受給者氏名
- (2) 障害児氏名
- (3) 障害児の住所
- (4) 障害児の生年月日
- (5) 障害児の個人番号
- (6) 障害児の障害種別
- (7) 障害児の障害程度
- (8) 振込先
- (9) 支給 ・ 停止状況
- (10) 支給開始年月
- (11) 受給権消滅年月日
- (12) 受給権消滅理由

2 前項に規定する台帳は、電子計算機により管理できるものとする。

(平 2 6 規則 1 2 ・旧第 8 条繰下 ・旧第 9 条繰下 ・一部改正、平 2 7 規則 5 1 ・一部改正)

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第6号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項の規定によるそれぞれの施行期日において、第1条及び第2条の規定によりそれぞれ改正される前の袖ヶ浦市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第1条及び第2条の規定によりそれぞれ改正されたこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成27年規則第51号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

保護者氏名

連絡先

袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給条例第4条の規定により手当の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

心身障害児	(ふりがな)	()	続柄		
	氏名		個人番号		
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	
	就学状況	1 未就学 2 猶予 3 免除 4 在学	学校名	学校 第 学年在学	
	障害区分	視・聴・肢・内・知	障害名		
	障害等級	第 種 級			
	身体障害者手帳又は療育手帳所持の有無	有 ・ 無		発行年月日	年 月 日
				発行者	
				手帳番号	第 号
	知能指数又は程度		決定年月日	年 月 日	
住所					
保護者	住所		個人番号		
	(ふりがな) 氏名	()	職業		
振込口座	金融機関・支店名	口座種別	当座・普通		
	口座番号	口座名義			

様式第2号(第2条、第4条関係)

袖ヶ浦市心身障害児福祉手当所得状況届・現況届(兼同意書)

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所

受給者 氏名 印

(申請者) 連絡先

年の所得状況及び現況について届け出ます。

また、手当の支給に際し、私及び私の世帯員に関する住民基本台帳、所得額及び所得税に係る所得控除額に関する情報を調査することに、世帯員の同意を添えて同意します。

	氏名	個人番号	受給者との続柄	調査同意の印	所得税課税所得額(円)
受給者(申請者)					
障害児					
他の世帯員					

※所得額は前年の所得税課税所得額(1月～6月に提出する場合は前々年の所得税課税所得額)を記載

対象障害児の現況

・施設入所状況(過去1年間)

① していない ② している ③ していた

②又は③の場合 施設名()

期間(年 月 日～ 年 月 日)

※施設入所は資格喪失となりますので、届出が必要(短期入所は除く。)

・障害を支給事由とする年金の受給状況

① 受給している ② 受給していない

※受給している場合は資格喪失となりますので、届出が必要

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長



袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給決定（変更）通知書

年 月 日付けで申請のありました手当については、次のとおり支給（変更）決定したので通知します。

心身障害児	氏名		生年月日	
	住所			
支給額	月額	円	支給月	8月・12月・4月
振込先			支給日	その都度文書により通知します

次に該当するときは、必ず届け出てください。

- 1 障害児が死亡したとき。
- 2 障害児の知能指数が50を越え、又は障害の等級が4級以下になったとき。
- 3 障害児が満20歳に達したとき。
- 4 保護者が本市に住所を有しなくなったとき。
- 5 保護者又は障害児が住所、氏名、口座を変更したとき。
- 6 施設に入所したとき（短期入所除く。）。
- 7 障害児が障害を支給事由とする年金を受給するようになったとき。

次に該当するときは、手当の全部又は一部を支給しないことがあります。

- 1 障害児の看護を怠っていると認められるとき。
- 2 条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

虚偽その他不正の手段により手当の支給を受けたときは、手当の全部又は一部を返還させることがあります。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として(訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長



袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました手当については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

却下した理由

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第5条関係）

袖ヶ浦市心身障害児福祉手当支給停止通知書

受給者氏名	
住所	
障害児氏名	
支給停止の理由	
支給停止の期間	

手当について、上記のとおり支給停止しましたので通知します。

年 月 日

袖ヶ浦市長



様

様式第6号(第6条関係)

袖ヶ浦市中心身障害児福祉手当受給者住所・氏名・口座変更届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

受給者 印

住所

次のとおり 氏名 を変更したので届け出ます。

口座

心身障害児	住 所	新			
		旧			
	(ふりがな) 氏 名	新		個人 番号	
		旧		個人 番号	
受給者	住 所	新			
		旧			
	(ふりがな) 氏 名	新		個人 番号	
		旧		個人 番号	
振込先口座		新			
		旧			
変 更 年 月 日			年	月	日

様式第7号(第7条関係)

袖ヶ浦市心身障害児福祉手当消滅届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

受給者 印

次のとおり手当の支給を受ける権利が消滅したので届け出ます。

受給者	住 所	
	氏 名	
障害児	住 所	
	氏 名	
消滅の理由	1 児童が死亡した。(年 月 日) 2 障害の程度が条例に該当しなくなった。 (ア 知能指数が50を超えた。 イ 障害の等級が4級以下になった。) 3 障害児が満20歳に達した。 4 本市に住所を有しなくなった。 5 施設に入所した。 6 その他 () 7 障害児が障害を支給事由とする年金を受給するようになった。	
消滅の年月日	年 月 日	
摘 要		

様式第8号(第8条関係)

袖ヶ浦市心身障害児福祉手当受給者変更申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 印
連絡先

次のとおり受給者の変更を申請します。

変更前の 受給者	氏名		障害児	氏名	
	住所			生年月日	年 月 日
	個人番号			個人番号	
変更後の 受給者	氏名		個人番号		
	住所				
	生年月日	年 月 日	障害児と の続柄	職業	
変更後の振込先口座	金融機関・支店名		口座種別		
	口座番号		口座名義		
変更理由	1 受給者が死亡 (年 月 日) 2 受給者が所在不明 (年 月 日から) 3 その他 ()				
証 明 書					
申請者 () は上記の児童を監護していることを証明します。					
年 月 日					
地区民生児童委員 印					

